

株式会社成岡マネジメントオフィス 代表取締役 成岡 秀夫（中小企業診断士）

平成21年11月30日の国会において「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」略して「中小企業金融円滑化法」が成立しました。そして、待ったなしの状況で12月04日施行となりました。今回は話題のこの法律を取り上げ、その内容やポイント、利用の方法、問題点などを解説します。

## 1 亀井金融担当大臣の談話要旨

まずは、施行日の12月04日に発表された金融担当亀井大臣談話の要旨をご覧ください。

- (1) 現下の厳しい経済金融情勢の下で中小・零細企業主は頑張っているが、資金繰りが苦しく返済負担が重たい。
- (2) 担当大臣として借り手の皆さんに安心を提供すること緊急の課題とし、この法律の成立に全力を挙げてきた。
- (3) この法律により、金融機関は債務の返済に支障を生じている中小企業の借り手から申し込みがあった場合には、可能な限り貸付条件の変更の措置をとるよう努める義務を負うことになった。
- (4) その実効性を確保するために、金融機関に体制の整備や情報開示の義務を課すほか、新しい信用保証制度整備すると共に監督指針や金融検査マニュアルの改定を行う。
- (5) 各金融機関においてはこの法律の施行にあたり、社会的責任を果たすために適切な業務の実施に努めること。一体的に中小企業者と経営改善に取り組むこと。
- (6) 中小零細企業者においても、金融機関と協力し積極的に業務の見直しや経営の改善に取り組む自助努力を行うこと。

以上が、当日亀井金融担当大臣が発表した談話の要旨です。

## 2 法律の内容

実際の法律の条文は、第1条の目的に始まり、第18条まで結構多くの条文が並んでいます。また施行に関する附則もあります。これに伴う地方自治法の一部改正もあります。要約すると、この法律の内容に関しては次の点がポイントです。

なお、現時点ではこの法律は平成23年03月末までの時限立法です。

- (1) 金融機関の努力義務
  - ・金融機関は中小企業や住宅ローンの借り手からの申し込みに対し、出来る限り条件変更等の適切な措置を取るよう努める。
  - ・金融機関は、他の金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等とも連携して、出来る限り貸付条件の変更を行うよう努める。
- (2) 金融機関自らの取り組み
  - ・金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるように、必要な体制の整備を義務付ける。

具体的な体制の整備とは、次の内容を言います。

顧客の申込に対応するための措置の実施に関する方針の策定  
この措置の状況を適切に把握するための体制  
この措置に係る苦情相談を適切に行うための体制  
中小企業者の事業の改善にまたは再生の支援を適切に行うための体制  
この措置に実施にかかる記録の保存

- ・金融機関に、この法律に基づき整備した体制及び貸付条件の変更等の実施状況等を開示することを義務付ける。虚偽開示に対しては罰則を付す。
- (3) 行政上の対応
    - ・金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告することを義務付ける。また、虚偽の報告があった場合は、罰則を付す。
    - ・行政庁は、これを取りまとめ公表する。  
開示、報告の義務に関しては具体的には次の内容を言います。

開示、報告の頻度は、銀行が四半期ごと、その他の金融機関は半期ごと  
開示、報告の対象期間経過後45日以内に開示、報告をする  
開示、報告の対象となる内容は  
申込/実行/謝絶/審査中/取り下げ  
謝絶の場合はその件数と金額や内容、理由等

- (4) 検査・監督上の措置
  - ・金融検査マニュアル、監督指針について所要の改定を行う。
  - ・顧客からの条件変更等の申出に対応するための態勢の整備を行う。
  - ・条件変更等を行っても、不良債権に該当しない要件を従来に比べて拡充する。
  - ・中小企業者への融資の取り組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

この4つのポイントのうち、中小企業者が注目して欲しいのは「金融機関の努力義務」が明記されたこと、及び「条件変更を行っても不良債権にしない要件」が拡充されたことです。

- (5) 想定される不良債権とされない要件（筆者の仮説）  
今回の改訂された検査マニュアル及び監督指針から想定して、不良債権とみなされない要件はおおよそ次のように想定されます。

再建計画、再生計画が自社の経営内容及び外部環境などが考慮された分析に基づき作成されていること。  
計画に具体的な改善施策（資産の売却、負債の圧縮、経費の削減等）が伴っており、数値をベースに作成されていること。  
政府系金融機関が条件変更に応じている場合。  
現時点で再生計画、再建計画を作成していない場合でも、1年以内に計画策定の準備が具体的に予定されている。かつ、経営者に売却する資産があり、その意思が確認できること。  
過去に作成した再生計画、再建計画が計画以上に進捗している場合。

### 3 中小企業者としてのアクション

以上のように法律が制定され、施行も始まりました。しかし、実際にこの法律が効果を生むのは、現実の中小企業者がこの法律の内容をきちんと理解し、また、適切に活用し、その結果会社の業績が改善されて、初めて法律が制定され施行された意味を持ちます。

単に金融機関からの返済を一時期猶予してもらったから、しばらくその間楽になったということではありません。猶予の期間に、返済が少なくなったわけですから、その資金をプールし、次の事業の建て直しに投入し、改善し結果を出し、その後の経営の安定化に寄与することがあって、初めて効果があったと言えるのです。

金融機関が単独で頑張っても、どうにもならないことです。

では具体的にはどういう対応の方法があるのでしょうか。

- (1) まず、最初に必要なのは会社の業績の現状を正確に把握することです。単に資金繰りが苦しいとか、お金が窮屈だとか、そういう表面的な理由で簡単に金融機関が条件変更に応じてくれるというのは、少し甘いと言わざるを得ません。

ここ3年間の業績の推移はどうか。売上、製造原価、仕入原価、一般経費、人件費等の推移はどうか。利益はきちんと出ているのか、経常収支はバランスしているのか。会社の資産と負債はどうか。特に流動資産である売掛金や在庫、原材料、仕掛品、仮払金などが増加していないか。借入金の推移はどうか。短期と長期の借入金の年間返済額と新規の借入金額はどうか。減価償却費はいくらあるのか。返済原資はいくら可能か。

新たな設備投資は何を行ったか。大きな費用としては何が合ったか。

今期の予想業績はどれくらいか。売上、原価、費用、利益はいくらくらいか。返済の原資はいくらくらいあるか。

こういった基本的な経営の状況をきちんと経営者自身が把握することが大切です。

- (2) 次に、今後3年間から5年間くらいの会社の事業計画を考えてみます。

この事業計画には売上はもちろん、製造原価、商品仕入れ、人件費を中心とする経費、支払利息などを織り込みます。

その事業計画ではいくらかの返済が可能か。期間中の設備投資やそれ以外の大口費用の発生はあるか。

などを考慮して今後5年間くらいの事業計画を立てて見ます。

さらにできれば、その事業計画が実現したとして、資産と負債がどうなるのかを検討します（これは少々難しい）。

- (3) ここまでできて初めて、金融機関と条件変更の交渉ができる環境が整います。こういう検討をいっさいしないで、ざっとした感覚で金融機関と交渉を始めるのは得策ではありません。

自社の過去を総括し、今後の明確なプランを立てること。

その計画に基づき金融機関に返済条件の緩和、条件変更を申し入れることが可能になります。

### 4 金融機関との交渉

いくら法律が出来たとはいえ、無制限に無条件に金融機関が中小企業者の申し出をすべて受け入れてくれるわけではありません。

また、既に地元金融機関とは上記のような返済条件の緩和や返済の繰延などの対応をしていられる企業も多いかと思えます。

そういう意味では今回の法律の対象は、主として都市銀行や政府系金融機関、保証協会などへ向けたメッセージであるとも言えます。

しかしながら、既に条件緩和を実行している企業でも、昨今の厳しい経営環境から考えて一層の条件緩和が必要な企業もあるでしょう。

そのときに、今回の法律の制定、施行は大きな意義を持

ちます。

また、企業側からは分かりませんが、条件緩和を実行しても金融機関からみた企業の評価ランクを一方的に下げないということも大きな意義があります。

一般的に金融機関側からの評価ランクが下がると、多額の引当金を積まないといけないうのです。従来は条件緩和に応じると、間違いなく評価ランクは下がりました。そして、多額の引当金が必要でした。これは金融機関の収益を大きく圧迫します。

その意味でも今回の法律の改正により、金融機関側が返済条件緩和に応じる環境が一層整備されたことになりました。

### 5 最後に

時限立法とはいえ、資金繰りに苦しむ中小企業者には朗報です。既に地元金融機関とは、従来からこのような内容で、いろいろと条件変更を行って苦しい資金繰りに対処している企業もあると思えます。

単なる返済条件の緩和や、安易なスケジュールは逆にその後の資金繰りが苦しくなります。その間に有効な対策を行い、徐々に結果を出し、自力で再生、再建できる環境を

整えることが重要です。

いつかは春が来るだろうという「春待ち型」の経営は過去のこと。自力で今後の3年間、5年間を展望できる経営環境を作ることが経営者の使命です。

そのため、今回強力な援軍ができました。これに安住することなく、さらにいっそうの経営改善、経営改革を押し進めていただきたいと思います。